災害時安否確認の情報提供に関する協定書

名古屋市（以下「甲」という。）と 名古屋市介護サービス事業者連絡研究会（以下「乙」という。）は、名古屋市内で災害が発生した場合における名古屋市内のサービス利用者の安否情報の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、名古屋市地域防災計画に定める災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う名古屋市内のサービス利用者の安否確認を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

（安否情報の提供）

第２条 乙は、前条に定める災害のうち、名古屋市内で震度５強以上の地震が発生した場合又は避難勧告が発令された災害が発生した場合には、甲からの要請の有無にかかわらず、乙に加入する各事業者（以下「事業者」という。）が、名古屋市内のサービス利用者の安否について可能な限り確認し、確認できた内容をできる限り速やかに甲に対して報告するよう協力するものとする。

２ 報告の内容は、原則として、別記様式に定めるふりがなを付した氏名、住所、生年月日及びその者に係る安否情報等とする。

３ 情報提供先は名古屋市健康福祉局高齢福祉部介護保険課とし、電子データによる提供を原則とする。ただし、災害により、電子データによる情報提供ができない場合には、ファクシミリ等の通信手段によることができる。なお、災害により電子データによる提供ができない場合には、最寄りの区役所又は災害救助地区本部に様式を提出することを妨げない。

４ 甲は、事業者から提供された安否の情報を、甲が実施する安否確認等の災害対策に活用するものとする。

（訓練の参加）

第３条 甲及び乙は、大規模な災害に備えて、防災訓練等に相互に参加するよう努めるものとする。

（費用負担）

第４条 事業者が甲に対して情報提供すること及び訓練の参加に要する費用は事業者の負担とする。

（免責）

第５条 乙は、第２条の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（協議）

第６条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲、乙の双方がそれぞれ誠意をもって協議するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結日から当該日の属する年度の３月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（雑則）

第８条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名捺印し、双方各１通を保有する。

令和７年２月18日

甲　名古屋市

名古屋市長　　広沢　一郎

乙　名古屋市介護サービス事業者連絡研究会

事務局長　　佐藤　洋平